仕様書

１　業務の名称

令和４年度オリンピック・パラリンピック教育に関するバス手配業務

２　業務の目的

札幌市内の小学生等に、札幌オリンピックミュージアムを活用したオリンピック・パラリンピック教育を実施するため、各学校とミュージアム間の貸切バスを手配し、運行管理を行うもの。

３　履行期間

契約締結の日から、令和４年 12 月 16 日（金）まで

４　業務の内容

（１）バスの手配について

ア　別紙のとおり、予定されているバス利用校延べ 71 校（以下「利用校」という。）に貸切バスを手配すること。なお、バスの手配台数は 251 台、延べ走行時間は 1,852 時間、延べ走行距離は 13,410km（時間、距離共に出発前・帰庫後点検等を含む）を見込んでいるが、別途委託者から依頼があった場合は、その都度調整し、バスを手配すること。

※利用校数、手配台数、延べ走行時間、延べ走行距離はあくまで予定であり、新型コロナウイルス感染症等の拡大による利用校の減少及び追加募集等による利用校の増加の可能性を含むものである（増減が生じた際は委託者よりその旨通知する）。

イ　委託者が指定した時間までにミュージアムに到着及び利用校に帰着すること。また、一部の学校は、別紙のとおり指定した施設を迂回して運行すること。

ウ　利用校の利用日を指定、変更及び取消する場合は、利用日の 21 日前までに受託者に通知する。ただし、変更後の利用日は、夏休み期間（令和４年７月 26 日から同年８月 19 日まで）を除く平日とする。ただし、夏休み期間は変更になる場合がある。

エ　バスは大型を基本とするが、各学校の利用人数によって、小型のバスや、補助席の利用を可能とする。

オ　利用校とは、利用日の原則 21 日前までに、配車時刻及び乗降場所の調整を行うこと。

（２）バスの運行管理

ア　利用日当日は、配車時刻及び乗降場所に遅参なくバスを配車すること。また、やむを得ない事情により配車時刻及び配車場所を変更する場合は、速やかに利用校及び委託者に連絡すること。

イ　運行中のバスに異常が生じた場合は、短時間で代替のバスを手配できる体制を整えること。

ウ　利用校から札幌オリンピックミュージアムまで、教員、児童・生徒を乗車させて運行し、利用校に戻るまで責任を持って業務を遂行すること。

エ　利用校毎に、乗車人数、出庫から帰庫までに要した時間及び走行距離を記録すること。

オ　運行時は、旅行業協会及び公益社団法人日本バス協会の「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する対応を十分講ずるとともに、教員、児童・生徒にも注意喚起を促すこと。

カ　バスの座席については、一般社団法人日本旅行業協会から発出されている通知に基づき、当面の間は、２人掛けシートのうち、窓際の１席のみを使用すること。なお、当該協会から今後発出される通知に留意し、必要な措置を講ずること。

（３）業務実績の報告・支払

ア　毎月１日から末日までのバスの手配・運行状況（貸出校数、貸出時間及び走行距離）をまとめ、速やかに委託者に報告すること。様式は任意とするが事前に委託者と協議すること。このバスの手配・運行状況のまとめを委託者と受託者双方が確認した後、受託者からの請求に対し、委託者が代金を支払うものとする。

※【貸出時間及び走行距離の計算について】

利用校ごとの合計貸出時間（台数×貸出時間）と合計走行距離（台数×走行距離）を計算する。

各利用校のバス１台ごとの実績で、１時間未満の代金については、30 分以上は１時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てとし、また 10 キロ未満の走行距離は 10 キロに切り上げる。なお、バス１台の走行時間（出庫から帰庫までの時間）が３時間未満の場合は、走行時間を３時間として計算する。

貸出時間：出庫から帰庫までの時間に点呼・点検の時間（２時間）を足した時間

走行距離：出庫から帰庫までの距離

※【バスの出庫・帰庫場所となる営業所について】

札幌市近郊を基本とし、可能な限り最短距離・最短時間で全行程を終了できるよう努めること。なお、実際の配車に当たり、やむを得ず遠方の営業所からの配車となる場合は、事前に委託者と十分に協議し、委託者の承諾を得ること。

※【バスの出庫・帰庫場所となる営業所を経由せず、本業務外の業務に従事する場合】

本業務におけるバスの回送については、学校と車庫との行程にかかる貸出時間及び走行距離を支払いの対象とし、学校と本業務外の場所との行程については対象としない。

※【高速道路料金及び駐車料金について】

高速道路料金や駐車料金等、本業務以外に係る経費については使用を想定しておらず、使用する場合は、それらに係る経費を受託者が負担すること。

イ　契約金額の支払いの時期は、受託者より月末の運行状況の報告を受けた後に支払うこととする。なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大により、急遽、バス運行を取消する場合には、旅行業法第 12 条の３の「標準旅行業約款」別表第一取消料（第十六条第一項関係）に基づき、取消料を支払うものとする。

５　特記事項

（１）本業務に係る実施初日は、６月６日（月）の手稲東小学校（手稲区）３学年児童 91 名を予定している。

（２）教員の乗車数は、30 名の児童生徒につき、１名を想定し、それに加えて学年主任等

の同乗を２名分含むこととする。

（３）受託者は業務に必要な旅行業に登録しているか、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

（４）貸切バスは、公益社団法人日本バス協会に加盟し、関係法令を遵守すること。

６　その他

(1)受託者は、業務遂行上の詳細な内容について委託者と十分な打合せを行い、承認を受けること。

(2)本仕様書に定めのない事項については、別途、委託者と協議のうえ、決定すること。

(3)原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(4)受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守することとし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担によるものとする。

(5)この契約による業務を遂行するに当たって、事故等の賠償責任が発生した場合は全額受託者負担によるものとする。

(6)本業務の遂行においては、駐停車時のアイドリングストップなどのエコドライブを実践し、環境負荷の低減に努めさせること。

(7)利用校への配車を含め、全行程で安全運転を心掛け、事故防止に努めさせること。

【担当】
札幌市スポーツ局招致推進部調整課　北野、民部
住所 札幌市中央区北２条西１丁目１番地７　ORE 札幌ビル９階
電話 011-211-3042　FAX 011-211-3048